

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 1 項の規定にもとづき申請を行なった電気供給約款（平成 25 年 4 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示および請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額および附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）および附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯 需要家料金		
1 契約につき	73. 50	3. 50
電灯料金		
20ワットまでの 1 灯につき	113. 44	5. 40
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	191. 18	9. 10
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	268. 93	12. 81
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	424. 41	20. 21
100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	424. 41	20. 21
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	202. 18	9. 63
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	339. 26	16. 16
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	339. 26	16. 16

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	339.15	16.15
電力量料金		
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20.59	0.98
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27.08	1.29
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30.62	1.46
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	378.00	18.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18.29	0.87
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22.68	1.08
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25.76	1.23
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.88	0.38
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.75	0.75
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15.75	0.75
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	157.50	7.50
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	157.50	7.50

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の15キロワット時まで	593.25	28.25
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	33.68	1.60
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	420.00	20.00
電力量料金 1キロワット時につき	28.33	1.35
公衆街路灯 A 需要家料金 1 契約につき	66.15	3.15
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	102.73	4.89
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	173.96	8.28
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	245.20	11.68
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	387.66	18.46
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	387.66	18.46
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	183.28	8.73
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	307.76	14.66
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	307.76	14.66
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の15キロワット時まで	302.40	14.40
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	19.56	0.93

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	346.50	16.50
電力量料金 1キロワット時につき	17.01	0.81
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,029.00	49.00
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	15.98	0.76
その他季料金	14.53	0.69
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	191.31	9.11
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	19.17	0.91
その他季料金	17.44	0.83
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	598.50	28.50
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	11.73	0.56
その他季料金	10.66	0.51

(2) 58 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,255.00	155.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	25,620.00	1,220.00

(3) 附則 5 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)  
に定める料金率等

区分および単位	料 金 率 円 銭	消費税等相当額 円 銭
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,302.56	204.88
1キロワット	6,077.48	289.40
2キロワット	9,540.16	454.29
3キロワット	13,049.34	621.40
3キロワットをこえ1キロ ワットを増すごとに	2,222.51	105.83
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	34.01	1.62
1キロワット	47.05	2.24
2キロワット	96.43	4.59
3キロワット	148.14	7.05
3キロワットをこえ1キロ ワットを増すごとに	58.70	2.80

区分および単位	基 準 単 価 円 銭 厘	消費税等相当額 円 銭 厘
(燃料費調整の基準単価) 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.297	0.014
1キロワット	0.594	0.028
2キロワット	1.188	0.057
3キロワット	1.782	0.085
3キロワットをこえ1キロ ワットを増すごとに	0.594	0.028

## (4) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(i) 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯		
20ワットまでの1灯につき	1.403	0.067
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	2.806	0.134
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	4.208	0.200
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	7.014	0.334
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	7.014	0.334
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	2.095	0.100
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	4.191	0.200
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	4.191	0.200
(ii) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペ アまでの場合	0.057	0.003
総容量が50ボルトアンペ アをこえ100ボルトアンペ アまでの場合	0.113	0.005
総容量が100ボルトアンペ アをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	0.113	0.005
総容量が500ボルトアンペ アをこえ1キロボルトア ンペアまでの場合	1.131	0.054
総容量が1キロボルトア ンペアをこえ3キロボル トアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまで ごとに	1.131	0.054

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
(A) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日 につき	1.189	0.057
ロ 従量制供給の場合		
(i) 従量電灯 A, 臨時電灯 B お よび公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで	2.709	0.129
電力量料金 上記をこえる 1 キロワッ ト時につき	0.181	0.009
(ii) (i) 以外の場合 1 キロワット時につき	0.181	0.009